

運営基準～守っていただくこと～

(介護保険法施行規則第140条の62の3第2項の概要)

ア) 活動提供者の清潔保持・健康管理

提供者の健康管理や清潔の保持に努めましょう。また、インフルエンザ等、感染症の蔓延を予防するような対策を講じ、利用者が安心して利用できる環境を整えましょう。

イ) 秘密の保持

活動にあたり、知り得た利用者や利用者の家族等に関する情報については、正当な理由がない限り、漏洩することのないよう努めてください。また、活動の提供者でなくなった後も利用者の個人情報を漏洩することの無いように留意してください。

ウ) 事故発生時の対応

活動の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じた後、長寿福祉課へ事故内容を電話にて報告してください。また、事故発生に備え、実施する措置についてはあらかじめ定めておいてください。(高齢の利用者などは、本人同意の上で、緊急時の連絡先等を把握しておくことを推奨します)

エ) 活動休止・廃止等の届け出と便宜の提供

活動を休止や廃止する場合は、必ず長寿福祉課へ連絡してください。また、利用者に不都合が生じないよう努めてください。必要に応じてその他の活動の紹介(長寿福祉課や地域包括支援センターへの相談等含む)等便宜を図ってください。